

幸手市下水道事業審議会 第5回審議会

次 第

日時 令和6年10月11日（金）

午後2時30分から

場所 幸手市 水道部 会議室

- 1 開 会
- 2 議題等
(1) 答申(案)の最終決定
- 3 答申書の手交
- 4 市長あいさつ
- 5 閉会

○配布資料—————

①次第（本紙）

②資料1 答申（案）

答 申 書 (案)

令和 6 年 10 月

幸手市下水道事業審議会

令和 6 年 1 0 月 1 1 日

幸手市長 木 村 純 夫 様

幸手市下水道事業審議会
会長 木 下 芳 郎

継続可能な幸手市公共下水道事業運営のための使用料適
正化について（答申）

令和 6 年 5 月 2 7 日付け幸下発第 1 1 5 号において、継続可能な幸手市公共下水道事業運営のための使用料適正化について市長より諮問を受け、慎重に議論を重ね意見をまとめましたので、下記のとおり答申します。

なお、留意されるべき事項を附帯意見として申し添えます。

記

1. 下水道使用料改定の必要性について

公共下水道事業は、健全な衛生環境の実現と水害の防除、公共用水域の水質保全などの機能を有する公共性の高い都市基盤施設であり、将来にわたって安定的かつ持続的に下水道サービスを提供するため、経営の健全化を図ることが求められている。

幸手市は、昭和 6 0 年度より事業を開始し、令和 5 年度末時点において、都市計画決定面積 5 7 7 ha に対し下水道整備済面積 3 9 7 h a、率にして約 6 9 % であり、現在も未普及整備を推進している。

污水管渠延長は約 1 0 5 k m、雨水管渠延長約 2 k m、污水中継ポンプ場 1 箇所などの下水道施設を所有しており、最も古い施設は昭和 6 0 年 4 月の工事着手以来約 3 9 年が経過している。また、公共下水道整備以前の昭和 4 0 年代後半に民間開発により整備された集中浄化槽地区では、公共下水道への接続替えを行っていることから、耐用年数 5 0 年を経過した管渠が生じ始め、令和 6 年度にはこうした管渠が約 7 k m 発生する状況である。今後、施設の維持管理に加え、老朽化した施設の更新に要する経費の増加が見込まれる。

この未普及整備や老朽管の更新費用には多大な事業費が必要となり、国の補助金である社会資本整備総合交付金の活用が不可欠である。今後、交付金の重点配分の交付要件となる、使用料単価 1 5 0 円/㎡ (3 , 0 0 0 円/2 0 ㎡)、経費回収率 8 0 % 以上など経費回収率の向上を意識した使用料の適正化を図ることが必要とされている。

一方で、幸手市の下水道使用料については、平成 3 年 4 月 1 日の下水道供用開始以来改定実績はなく、令和 5 年度実績では使用料単価 8 1 円であり汚水処理原価 1 5 0 円に対して 6 9 円不足しており、経費回収率は約 5 4 % となっている。

また、下水道処理区域内の人口減少や節水機器の普及等に伴い、使用料収入、水洗化人口も平成 3 0 年度から減少しており、現在の使用料体系では経費回収率はさらに悪化することが危惧される。

幸手市公共下水道事業は公営企業であり、事業に伴う収入によって経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく独立採算制の原則に従い経営されるべきであるが、不足する経費を一般会計からの繰入金に大きく依存している状況であり、地方公営企業の経営原則である「受益者負担（汚水私費）」、「独立採算」の原則に基づく経営が実現できていない。

今後、少子高齢化による人口減少や節水機器の普及などから水需要が減少し、下水道使用料の増加は見込めないことから、経費回収

率はさらに低下することが予測されるため、健全な事業運営及び安定的な下水道サービスを行うためには、下水道使用料の改定が必要であると判断した。

2. 審議内容

(1) 改定率について

使用料の算定期間については、一般的には3年から5年程度に設定するのが適当と言われており、今回の算定期間は、現在の下水道事業経営戦略の計画期間に合わせ、令和8年度から令和12年度までの5年間とした。

また、適正な使用料については、経費回収率100%を目指すべき目標とし、改定率は平均で104%程度とすることを検討したが、急激な改定による下水道使用者の負担を軽減するため段階的な改定とした。

具体的には、社会資本整備総合交付金の重点配分の交付要件である経費回収率80%を最低限として確保し、改定率は、平均63%程度とすることが妥当であると判断した。

なお、将来的な経費回収率100%の達成を目指した改定については、5年程度のサイクルで使用料改定を行うことを国から要請されていることから、下水道事業の財政状況について、現在の予測値からどの程度乖離が発生しているか毎年検証した上で、令和13年度からの次期経営戦略の策定に合わせて、適正な料金体系について更に見直しを行うこととした。

別紙 資料 P 7 参照

(2) 使用料体系について

幸手市における現行の使用料体系は、10 m³までの「基本料金」

と５段階の「従量使用料（超過料金）」を併用しているが、今回の使用料改定において、次の通り考察した。

基本料金を中心に改定した場合、使用水量に関わらず全ての利用者が均等にご負担いただくことが特徴であるが、従量使用料（超過料金）の使用がない小口の利用者にとって負担が大きくなる。

また、従量使用料（超過料金）を中心に改定した場合、使用水量が多くなればなるほど多くご負担いただくことが特徴であるが、特に大口利用者の負担が過大になる。

以上のことを踏まえ、今回が初めての改定であり、受益者の急激な負担増を回避し、受益者間の負担の公平性を勘案した結果、使用料体系の改定は行わずに「基本使用料」と「従量使用料（超過料金）」について、一律６３％の引き上げとしたことが妥当という結論に至った。

また、公衆浴場の使用料についても、現在、幸手市に対象となる施設はないが、公平性の観点から一般汚水と同様に６３％の引き上げとすることが妥当であると判断した。

（３）使用料の改定時期について

早期に改定することが望ましいが、市民への周知期間を十分に確保することを考慮し、令和８年４月１日に行うことが適当であると判断した。

３．審議結果

幸手市公共下水道の適正な使用料については、経費回収率１００％を目指すべき目標とするが、急激な改定による下水道使用者の負担軽減に配慮するため段階的な改定とし、経費回収率８０％、改定率６３％とすることが妥当である。

また、使用料体系については、別紙

表 1

「幸手市公共下水道使用料金算定表（２月につき）」P 8 参照のとおりとし、改定時期については令和 8 年 4 月 1 日とすることが妥当であると判断した。

（附帯意見）

◆ 定期的な見直し

使用料改定については、平成 3 年度の供用開始から今日まで改定を一度も行っておらず、長期にわたり据え置かれてきた。

今後は、将来世代に負担を先送りしないよう、人口減少や少子高齢化など社会情勢の変化や、下水道施設の更新・改築経費の増加など下水道事業を取り巻く環境の変化を考慮して、定期的に下水道使用料の見直しを行うよう努められたい。

◆ 経営の健全化

将来にわたって安定的かつ持続的に下水道サービスを提供し、経営環境の変化に対応するため、公共下水道事業の中長期的な基本計画である経営戦略の 5 年ごとの見直し時期に合わせて、経費回収率 100% の目標を目指し、適正な使用料体系の見直しを図られたい。

◆ 使用料改定の周知

下水道事業を円滑に運営するためには、市民と情報を共有し相互理解を図ることが重要である。特に下水道使用料改定は市民生活や事業所経営に及ぼす影響が大きいため、使用者に改定の趣旨や内容等について理解を得るよう、情報を公開し周知に努められたい。

◆ 事業規模の適正化

現在の下水道計画区域は、コスト比較の結果、下水道で整備することが効率的な区域として設定されているが、今後の人口減少等により、効率的な区域は変化していくと想定されるため、下水道計画区域を定期的に見直し、事業規模の適正化を図られたい。

◆ 水洗化率の向上

令和５年度における幸手市の水洗化率は８２．３％となっており、未接続者からは下水道使用料を徴収していない。広報等での周知や戸別訪問などを実施し、水洗化率の向上による下水道使用料の増収に努められたい。

◆ 有収率の向上

雨水や地下水等の不明水が混入すると、水量が増え汚水処理にかかる費用が増加することから、不明水の発生している地域を絞り込み、対策案の立案から実行へと段階的に進め、有収率の向上を図り汚水処理にかかる費用の削減に努められたい。

下水道使用料改定案について

① 経費回収率を踏まえた、使用料改定率の検討

パターン①：現行の料金体系で経費回収率 80%にした場合

パターン②：現行の料金体系で経費回収率 90%にした場合

パターン③：現行の料金体系で経費回収率 100%にした場合

（消費税抜き）

使用料体系					
	水量区分	使用料			
		現 行	パターン①	パターン②	パターン③
基本料金 (2か月)	～10㎥	700円	1,141円 (163%)	1,288円 (184%)	1,428円 (204%)
超過料金 (1㎥あたり)	11㎥ - 30㎥	70円	114円 (163%)	129円 (184%)	143円 (204%)
	31㎥ - 60㎥	80円	130円 (163%)	147円 (184%)	163円 (204%)
	61㎥ - 100㎥	100円	163円 (163%)	184円 (184%)	204円 (204%)
	101㎥ - 300㎥	120円	196円 (163%)	221円 (184%)	245円 (204%)
	301㎥～	140円	228円 (163%)	258円 (184%)	286円 (204%)

- ・ 現行の使用料体系をもとに経費回収率 100%達成を目標に改定を行うと、使用料増加割合が現行の**約 10 割**以上になります。
- ・ 経費回収率 80%では現行の**約 6 割**の増加割合になります。

別紙 表 1

幸手市公共下水道使用料金算定表（２月につき）

（消費税抜き）

区 分 料 金		排除汚水量	現 行 使用料	改定後 使用料	改定率
一般汚水	基本料金	10 立方メートルまで	700 円	1,141 円	63%
	超過料金	10 立方メートルを超え 30 立方メートルまで	70 円	114 円	63%
		30 立方メートルを超え 60 立方メートルまで	80 円	130 円	63%
		60 立方メートルを超え 100 立方メートルまで	100 円	163 円	63%
		100 立方メートルを超え 300 立方メートルまで	120 円	195 円	63%
		300 立方メートルを 超えるもの	140 円	228 円	63%
公衆浴場		1 立方メートルにつき	60 円	97 円	63%

幸手市下水道事業審議会 委員名簿

(令和6年5月27日～令和6年10月11日)

(敬称略)

構 成	氏 名	所属団体等	委員区分
委 員	青 鹿 義 和	幸手市私立幼稚園協会理事長	1号委員
委 員	出 井 保 信	上高野地区代表区長	1号委員
委 員	岸 本 規 生	中地区代表区長	1号委員
委 員	鈴 木 徹 夫	東地区代表区長	1号委員
副会長	梨 本 松 男	幸手市商工会会長	1号委員
委 員	宮 田 茂	北1丁目2区長	1号委員
委 員	秋 場 誠	元水道部長	2号委員
会 長	木 下 芳 郎	日本工業大学教授	2号委員
委 員	帆 刈 章	中川下水道事務所所長	2号委員
委 員	安 藤 とみ子	公募	3号委員
委 員	小 林 みどり	公募	3号委員
委 員	松 澤 美貴子	税理士	3号委員

(各号委員のアイウエオ順)

1号委員：受益者代表

2号委員：知識経験のあるもの

3号委員：市長が認める者（公募、税理士）

審議経過

開催回	開催日時	開催場所	審議内容
第 1 回	令和 6 年 5 月 27 日	幸手市 水道部 会議室	● 幸手市下水道事業審議会委員の決定 ● 会長、副会長の決定 ● 継続可能な幸手市公共下水道事業運営のための使用料適正化について（諮問） ● 議題 (1) 本市下水道事業の経過と現状 (2) 下水道使用料改定の背景 (3) 今後の収益的収支の見通し (4) 経営比較分析表を基にした近隣団体の状況説明
第 2 回	令和 6 年 7 月 1 日	幸手市 水道部 会議室	● 議題 (1) 第 1 回審議会の振り返り (2) 経営戦略とロードマップ (3) 流域下水道維持管理負担金の単価改定について (4) 県内団体の料金改定状況 (5) 今後の見通しを基にした使用料改定案
第 3 回	令和 6 年 8 月 23 日	幸手市 水道部 会議室	● 議題 (1) これまでの審議会の振り返り (2) 幸手市下水道事業の課題 (3) 課題解決の基本方針について (4) 下水道使用料改定に向けた取り組みについて (5) 下水道使用料改定案について
第 4 回	令和 6 年 9 月 27 日	幸手市 水道部 会議室	● 答申書（素案）について ● 料金改定までの流れ
第 5 回	令和 6 年 10 月 11 日	幸手市 水道部 会議室	● 答申（案）の最終決定 ● 答申書の交付